

役員・会計監査等に関する細則

第1章 役員

(会長選考委員会)

1. 会長候補者は、会長選考委員会により選出される。
2. 会長選考委員会は、原則として実行委員会のメンバーを委員とする。
3. 会長選考委員会の委員長・副委員長は、現役員の中から、役員会の協議により各1名を選出する。ただし委員長は、次年度に退会^(注)しない役員に限る。

(役員選考委員会)

1. 役員(会長を除く)候補者は、役員選考委員会により選出される。
2. 役員選考委員会は、次のメンバーを委員とする。
 - (1) 役員
 - (2) 学級代表(1～5学年) 計10名(各学年の学級数により人数変更有)
 - (3) 学校代表(学校長・副校長・教員) 計3名
3. 役員選考委員会の委員長・副委員長は、現役員の中から、役員会の協議により各1名を選出する。ただし委員長は、次年度に退会^(注)しない役員に限る。
4. 役員選考委員長・副委員長は、現役員・学級代表の協力の下に、各学級の役員候補者1名を選出する。ただし、役員選考委員会が認めた場合には、この限りではない。
5. 年度当初で役員に欠員が生じた場合は、当該役員の所属学級(又は所属学年)から役員候補者を選出する。会長は、これを実行委員会に諮り承認を得て補充を行う。

(会長選出学級・役員留任学級、クラス替え)

1. 会長を選出した学級、現役員が留任した学級については、他に役員希望者がいれば1学級に役員が複数となっても可とする。
2. クラス替えのある学年については、クラス替え前の学級から1名ずつ役員候補者を選出するが、クラス替え後、1学級に役員が複数となっても可とする。

第2章 会計監査

1. 会計監査候補者は、再任の場合を除き、役員会の協議により2名以上若干名を選出する。候補者は、当該年度最終の役員会までに選出を終え、総会の承認を得る。
2. 会計監査は、役員から独立した監査職であり、役員の職務は負わず、役員会その他の会合には原則として出席しない。ただし会計監査が希望すればいつでも全ての会合に出席し、会計的観点から意見を述べ、指導勧告を行うことができる。会則第20条5.(1)の場合はその規定に従い警告を与え、会計の更迭を要求することができる。
3. 会計監査は、少なくとも半期に1度、監査を実施する。

^(注) 退会：児童の卒業等によりPTA会員でなくなること。

第3章 免除規定

(役員就任に伴う免除)

P T Aの役員を1年以上務めた家庭は、以後すべての役員・委員を免除する。ただし当該免除は児童ごとに適用される。なお、獲得した免除はP T Aからの退会期間が1年を越える場合は効力を失う。

注記： 1. 改正前の細則により獲得された免除は引き続き効力を有する。

(学級代表就任に伴う免除)

学級代表を1年以上務めた家庭は、以後学級代表を免除する。ただし、当該免除は児童ごとに適用される。なお、獲得した免除はP T Aからの退会期間が1年を越える場合は効力を失う。

注記： 1. 改正前の細則により獲得された免除は引き続き効力を有する。

附則 (令和4年2月5日)

1. 本細則は令和4年2月5日より施行し、平成30年度の役員、会計監査及び学級委員の就任より適用する。

以上